

広島県が「新長期規制(平成 28 年規制含)適合車導入助成金交付要領

平成 19 年 3 月 22 日制定
平成 30 年 3 月 23 日一部改正
公益社団法人 広島県トラック協会

(目 的)

環境対策の更なる推進を図るとともに、会員事業者の費用負担軽減に資することを目的として、会員事業者がポスト新長期規制(平成 28 年規制含)適合車を導入する際の経費の一部を助成するため、公益社団法人広島県トラック協会(以下「協会」という。)の単独助成制度として下記のとおり定める。

1. 対象車両

平成 30 年度中(平成 31 年 3 月 15 日までに初度登録及び移転登録を完了すること)に購入、割賦購入又はリースにより導入する最大積載量が 2 トンクラス以上のポスト新長期規制(平成 28 年規制含)適合車とする。

ただし、リースにより導入の場合は、平成 18 年度以降に全日本トラック協会又は広ト協に登録されているリース会社との契約を条件とする。

2. 助成金額

| | |
|-----|-------|
| 大型車 | 10 万円 |
| 中型車 | 7 万円 |
| 小型車 | 3 万円 |

※車種クラスの区分は別表のとおり

3. 申請受付期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 15 日までとする。

4. 申請方法

助成を希望する会員事業者は、導入完了後に助成金交付申請書(別紙)に必要事項を記入の上、関係書類を添付して平成 31 年 3 月 15 日までに協会本部に直接提出する。

助成は申請順とし、予算額に達した場合は申請受付を締め切る。

5. 助成金の交付

申請が適正で助成対象と認めるときは、次により助成金を交付する。

- (1) 「購入」、「割賦購入」により導入した場合は、会員事業者に交付する。
- (2) 「リース」により導入した場合は、リース会社に交付する。

6. 助成金の返還

協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

7. 財産処分等の制限

会員事業者は、対象車両が導入の日から起算して4年を過ぎるまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

また、対象車両が導入の日から起算して1年を過ぎるまでの期間は、県外の事業所への移転を行ってはならない。

ただし、あらかじめ広ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(附 則)

本要領は、平成30年4月1日から施行する。

(別表)

| 車種クラス区分 | メーカー | 対象車名(通称名) |
|---------|----------|--------------|
| 大型車 | いすゞ | ギガ |
| | 日野 | プロフィア |
| | ボルボ | (ボルボ) |
| | 三菱ふそう | スーパーグレート |
| | UD トラックス | クオン |
| 中型車 | いすゞ | フォワード |
| | 日野 | レンジャー |
| | 三菱ふそう | ファイター |
| | UD トラックス | コンドル(中型車ベース) |
| 小型車 | いすゞ | エルフ |
| | トヨタ | ダイナ, トヨエース |
| | 日野 | デュトロ |
| | マツダ | タイタン |
| | 三菱ふそう | キャンター |
| | UD トラックス | コンドル(小型車ベース) |

※ 過去3年間に申請があった車名を掲載したものであり、この表に掲載されていないものについては個別に判定を行う。